

平成29年2月24日

各位

仙台市青葉区一番町二丁目1番1号
株式会社 仙台銀行

次世代育成支援対策推進法に基づく「基準適合一般事業主」（くるみん）認定取得について

株式会社仙台銀行（本店 仙台市 頭取 鈴木 隆）は、平成29年2月2日付で宮城労働局長より、次世代育成支援対策推進法に基づく「基準適合一般事業主」として認定を受けました（くるみん認定）。

今回の認定は、次世代育成支援対策推進法に基づき当行にて策定した第4期行動計画目標をすべて達成し、子育てを行う全職員が仕事と子育てを両立しやすい環境をつくとともに、全ての職員が能力を十分に発揮できるようにするための取り組みが評価されたものです。

当行では、今後も全職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、働き甲斐と働きやすさを両立する組織をつくることで企業力を高め、「人で勝負する銀行」をめざしてまいります。

記

1. 認定日

平成29年2月2日（木）

なお、認定通知書交付式は、3月1日（水）に行われます。

2. 「一般事業主行動計画」の主な内容

(1) 計画期間内に育児休業の取得状況を次の水準にする。

①男性育児休業取得者1名以上

②女性育児休業取得率90%以上

(2) 連続休暇の取得を推進し、取得率100%を目指す。

3. 「一般事業主行動計画」への取り組み状況

(1) 当行は、職員の家族参画意識を醸成する観点から、性別に関わらず育児休業の取得を促進しており、計画期間における女性の育児休業取得率は100%であるとともに、男性では2名が育児休業を取得しております。

(2) また、1年間に1回取得できる、5営業日を連続して休むことができる特別休暇の取得を推進しており、計画期間中、2年連続で99%を超える職員が当該休暇を取得しております。

- (3) あわせて、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、保育所に入所できない場合の育児休業期間の延長や、育児休業復帰前研修の実施、子どもの看護休暇の取得可能日数の拡大、結婚・出産等を機に退職した職員の再雇用制度の導入などに取り組んでおります。

以 上

本件に関する問合せ先
総務部人事統括課 奥平
電話番号 022-225-8250